

# 住宅用火災警報器早めの設置を!!

住宅用火災警報器は平成二十三年五月三十一日までに  
すべての住宅に設置が必要です。

「まさか!」の火事。住宅用火災警報器で助かる命があります。

あなたは、火事なんて自分に関係のないことだと思っていませんか? でもそれは決して他人事ではなく、どこの家庭にでも起こりうることです。

万が一のときでも住宅用火災警報器があればいちはやく火災を知らせてくれます。

あなたの身の回りで起きたついうっかりの場面で火災警報器に救われた事例を紹介します。

## 【寝室で】

居住者は、寝たばこをして就寝中のところ、火災警報器の警報音で目が覚め、ふとんから煙が出ていることに気づき、あわてて風呂場へ持つ



て行き、浴槽の水に浸した。

## 【階段で】

夕飯の準備のため、鍋に天ぷら油を注ぎ火に掛けたが、ついテレビに夢中になって調理をしていることを忘れてしまい:突然、鍋からはもくもくと煙が発生、「危ない! 火災発生!」となるところ、階段部分に付けていた火災警報器が作動し異常を知らせてくれ大事に至らなかった。



## 【居間で】

女性(九十歳代)が一階の居室で、仏壇のロウソクに火をつけたまま就寝してしまい、ロウソクが転倒したのに気付かず、周囲の可燃物に着火、火災に至った。二階で就寝していた男性(三十歳代)が、火災警報器の

鳴動に気付き、階段に出たところ煙が漂っており、一階に下りたところ、仏壇から炎が上がつているのを発見、バケツと鍋で水道水をかけ消火した後、自宅の電話から一九番通報をした。



## 【台所で】

鍋を火にかけてたまま、ついうっかり外出してしまい鍋が空焚き状態になった。やがて鍋の中身が焦げてもくもくと煙が発生し、火災発生となるところですが、住宅内に設置されていた火災警報器が煙を早期に感知して警報音を発してくれた。隣に住んでいる人が、この警報音と煙で異常に気づき一九番通報をしてくれて大事に至らずに済んだ。



問合せ 消防本部 ☎八七六一〇一一  
九内線三二三

## 軽消防自動車の寄贈

十二月二十日に社団法人 日本損害保険協会から、葉山町に小型動力ポンプ付軽消防自動車(四輪駆動)一台が寄贈され、第五分団(堀内地区)に配備しました。



問合せ 消防総務課 ☎八七六一〇一一九内線三一〇

## 消防出初式

一月九日(日)に葉山小学校で消防出初式が実施されました。当日は南郷中学校の演奏や消防団による放水の演技がありました。



問合せ 消防総務課 ☎八七六一〇一一九内線三一〇

## 平成二十二年度

### 交通安全と地域安全の

### 標語優秀作品

「交通安全」や「地域安全」を身近な問題として考えていただくために、毎年小学生や中学生を対象に標語を募集しています。今年度、交通安全の部は百十八人、地域安全の部は百六人の多数の応募をいただき、次の作品が選ばれました。

#### 交通安全標語優秀作品

##### 小学生の部

最優秀 山口小学校二年

川村 彩香さん

○なれたみち こころのゆるみが

じこのもと

優 秀 葉山小学校三年

大嶽こなつさん

○みぎひだり よく見てかくにん

おうだん歩道

##### 中学生の部

最優秀 南郷中学校二年

杉本美穂子さん

○安全は 人と人との ゆずり合い

優 秀 葉山中学校二年

越智 桃子さん

○思いやる 気持ちを人にも 車にも

### 地域安全標語優秀作品

##### 小学生の部

最優秀 葉山小学校五年

大石耕太郎さん

○葉山町 しないさせない 犯罪を

優 秀 葉山小学校一年

齋川こころさん

○あいさつで あかるくしよう

はやままち

##### 中学生の部

最優秀 葉山中学校二年

中村 風子さん

○非行の芽 地域ぐるみで

摘み取ろう

優 秀 葉山中学校三年

津久井菜月さん

○安心は みんなで創る 心がけ

問合せ 町民サービス課 ☎内線二〇五

### 葉山町人権擁護委員

葉山町の人権擁護委員を紹介します。

横田 昌和 ☎八七八ー七七七七

本多 清法 ☎八七五ー三五三一

秋山 満江 ☎八七五ー六七七八

山藤 英昭 ☎八七五ー五四九四

瀬高かほる ☎八七八ー九三〇一

西村 憲夫 ☎八七七ー一一三一

原田 淳子 ☎八七五ー二二二六

問合せ 町民サービス課 ☎内線二〇六

## ひよりで悩まないで！

困った時は、専門家にきこう！ 相談窓口のご案内

町では、次の相談窓口を開設しています。

お気軽にご相談ください。相談日は十六ページを参照してください。

#### ◆消費生活相談（毎週水曜日）

消費者と業者との間でなされた商品購入やサービス利用に関するトラブル、悪質商法や多重債務などを、消費生活相談員が対応します。

消費生活相談員は、トラブルの整理、解決への方向性をアドバイスし、必要な場合には、業者との間に介入して解決を図ります。

#### ◆人権相談（毎月一回）

差別・虐待・いじめ・近隣とのトラブルなどを、人権擁護委員が対応します。

人権擁護委員の仕事はみなさんの人権が侵されないように監視すること、人権が侵された人がいた場合には相談相手になって救済すること、人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発につとめることなどです。

#### ◆行政相談（毎月一回）

国の仕事（交通安全、道路、郵便、

年金・医療保険・老人保健など）に関する苦情や要望を、行政相談委員が対応します。

行政相談委員は、皆さんの相談相手として、国の仕事に関する苦情や要望などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

例えば、「分かりづらい道路案内標識を改善してほしい」、「新しい住宅地に郵便ポストを設置してほしい」など、毎日の暮らしの中で、国の仕事で苦情や要望はありませんか？

#### ◆土地建物なんでも相談（毎月一回）

相続・遺言、登記、建築・測量や宅地建物の紛争や取引などを、司法書士・土地家屋調査士・建築士が対応します。

#### ◆不動産相談（毎月一回）

不動産（不動産に関する業者・契約・物件・報酬・手付金・借地借家・税金・ローンなど）について、宅地建物取引主任者が対応します。

問合せ 町民サービス課 ☎内線二〇五・二〇六

## 鎌倉税務署

### からのお知らせ

問合せ 鎌倉税務署 個人課税第一部門  
☎〇四六七一二二一五五九一(代)

所得税の申告は三月十五日までに

#### ●確定申告書の提出期間

所得税：二月十六日(水)～三月十五日(火)  
贈与税：二月一日(火)～三月十五日(火)  
消費税(個人事業者)：一月四日(火)

～三月三十一日(木)

#### ●国税電子申告納税システム(e-Tax)をご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、e-Tax用申告データを作成し、直接電子申告することが出来ます。平成二十二年度の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して申告期限内にe-Taxですると、所得税額から最高五千円の控除を受けることが出来ます(平成十九年分から平成二十一年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は除きます)。事前に利用開始のための手続きが必要です。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp>

当コーナーを利用して作成した申告書は、印刷して郵送又は税務署の

時間外文書収受箱に投かんして提出することもできます。そのほか、確定申告に関する各種情報、申告書・届出書などの各種様式のパソコンからの入手については、国税庁ホームページをご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp>

#### ●税理士会による小規模納税者などのための無料申告相談

小規模納税者(白色申告者)の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象としています。なお、譲渡所得(土地、建物及び株式会社など)のある人、相談内容が複雑な人、所得金額が高額な人はご遠慮ください。

日時 二月二日(水)～三日(木)九時三十分～十六時(十二時～十三時は除く。)

※受け付けは十五時三十分まで。

場所 福祉文化会館(開館時間九時)

※混雑した場合は、受け付けを早めに締め切る場合があります。

※車での来場はご遠慮ください。

※前年まで実施していた年金受給者等申告指導相談会は無料相談会と

一体化されました。

#### ●確定申告書臨時提出所を設置

鎌倉税務署に提出する確定申告書を受け付けます。申告相談はしません。

場所 イトーヨーカドー大船店

一階 エスカレーター横

期間 二月十六日(水)～三月十五日(火)

時間 十時～十六時

※土・日曜日及び休業日を除きます。

#### ●期限間近は大変混みあいます

鎌倉税務署では、パソコンにより所得税・贈与税・消費税の確定申告

書の作成指導をします。

時間 九時～十七時(混雑の状況により受け付けを途中で締め切る場合があります。)

※税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受け付けはしていません。

ただし、二月二十日と二月二十七日の日曜日限り、確定申告の相談及び申告書の受け付けをします。

※四月中旬までは税務署内駐車場は使用できません。また、臨時駐車場はありませんので、ご注意ください。

## 税務課

### からのお知らせ

問合せ 税務課 ☎内線二五二～二五三

#### ◆町役場でも確定申告書の提出及び簡易な相談を受け付けます

給与所得者の還付申告、年金受給者の確定申告など簡易な確定申告の相談(アドバイス)をします。

期間 二月十六日(水)～三月十五日(火)

(閉庁日は除く)

時間 九時～十六時(十二時～十三時は除く)

場所 役場四階大会議室

対象外 事業所得、不動産所得、配当所得、公的年金等以外の雑所得、一時所得(生命保険契約等に基づ

く一時金等)、譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権等)、災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅借入金等特別控除等

※鎌倉税務署でご相談ください。

#### ◆仮収受

記載済みの(できあがっている)確定申告書・消費税申告書の提出は、所得や控除の種類に関係なく、町役場税務課窓口でも受け付けします。

期間 二月一日(火)～三月十五日(火)

(閉庁日は除く)